

平成 15 年度第 1 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 15 年 8 月 4 日(月)に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 15 年 8 月 4 日(月) 13:30 ~ 15:30
2. 場 所 兵庫県不動産会館(神戸市中央区)
3. 議事要旨

1号議案:中播都市計画道路の変更(3.3.202号 龍野中央幹線の変更)

【議案の説明】

龍野中央幹線は、昭和 27 年に当初龍野神岡線として都市計画決定し、昭和 33 年に区間延伸、昭和 49 年に拡幅等の変更を経て現在に至っている。

本路線の終点部である県道姫路新宮線との交差点付近の区間については、両側歩道で、現道をほぼ西側に拡幅する線形で計画していたが、今回、交差点の円滑な交通処理のため東側に拡幅し付加車線を設置することとした。また、あわせて沿道の土地利用状況及び自転車、歩行者の通行ルートを勘案して片側歩道とし、線形及び幅員の変更を行うものである。

【概要】

3.3.202号 龍野中央幹線 幅員 25m(4車線) 延長約 6,890m
(一部線形の変更、一部幅員の変更)

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

第 2 号議案:氷上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

第 3 号議案:柏原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

第 4 号議案:篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

第 5 号議案:春日都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

第 2・3・4・5号議案は関連案件のため一括説明

【議案の説明】

丹波地域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1 基本的事項

丹波地域の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下都市計画区域マスタープラン

という)は、都市計画区域の地域の発展の方向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った地域の将来像(都市計画の目標)を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものである。

また、都市計画区域マスタープランは、広域都市計画方針を踏まえ、都市計画区域を持つ市町を対象として、今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針等を定めるものである。

個々の都市計画区域を丹波地域全体のなかでとらえる必要があること、また、都市計画区域が互いに連続しており、項目によっては同時にとらえるほうが分かりやすいことから、ここでは、広域都市計画方針と4区域のマスタープランを一体的に整理し、記述している。

特に、断りのない項目は「広域都市計画方針」に関する記述であり、【篠山】【柏原】等と示した部分は、その区域の都市計画区域マスタープランに関する記述である。

各都市計画区域マスタープランの図書においては、都市計画区域ごとに1つの計画書として構成を行う。

(1) 基本的役割

丹波地域では、昭和63年、県民自らの提案により丹波の地域づくりの理念として「丹波の森宣言」が、また、この理念を実現する地域づくりの指針として、平成元年には「丹波の森構想」が策定された。

この構想は、丹波全域を「丹波の森」と位置付け、地域住民のエネルギーを結集して、自然や伝統文化など丹波の特性を生かした地域づくりを、丹波の森づくりとして進めようとするもので、以来、県民と行政が一体となって人と自然・文化・産業が調和した地域づくりに取り組んできた。

そして、10年以上にわたる丹波の森構想への取り組みの成果と課題を踏まえ、平成13年2月に、21世紀初頭の丹波の将来像やその実現方策をまとめた、丹波の夢ビジョン「みんなで丹波の森」(以下「地域ビジョン」という。)を県民が中心となって、策定した。

さらに、この地域ビジョンの実現を図るため、平成14年3月には、「参画と協働」のもとに、県民と行政が主体的に取り組むべき具体的な行動・事業を、丹波地域ビジョン推進プログラムとしてまとめたところである。

この方針は、以上の地域づくりに関する総合的な計画を踏まえながら、その分野別計画のひとつとして、丹波地域における都市計画に関する基本的な方向を示し、各都市計画区域における主要な都市計画の決定方針等を示すものである。

なお、丹波地域では、都市計画法と「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」(以下「緑条例」という)、「景観の形成等に関する条例」(以下「景観条例」という)等を一体的・体系的に運用することとしているため、その内容も含めて記述している。

(2) 策定区域

対象区域は、篠山、柏原、氷上、春日都市計画区域の4区域である。

個々の都市計画区域を丹波地域全体の中でとらえる必要があること及び地理的・社会的連続性から同時にとらえる必要があることから、丹波地域、すなわち篠山市及び氷上郡6町(柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町)を策定関連区域として位置付ける。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(人) [H12]
氷上都市計画区域	氷上町	行政区域の一部	6,500
柏原都市計画区域	柏原町	行政区域の全域	9,900
篠山都市計画区域	篠山市	行政区域の一部	45,400
春日都市計画区域	春日町	行政区域の一部	9,500
-	青垣町	-	-
-	山南町	-	-
-	市島町	-	-

(3) 目標年次

平成 12 年（2000 年）を基準としておおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成 22 年（2010 年）としたおおむね今後 10 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 課題と目標

(1) 背景と経緯

ア 自然的成り立ち

丹波地域は、標高 962m の粟鹿山（青垣町）を最高峰とし、標高 500～800m 余の山稜で囲まれた地域である。地域の 75% を占める山地は、古世層の丹波層群と中世層の篠山層群、生野・有馬層群で構成されている。これらの山地の谷あい広がる平地は、新生層の沖積層であり、佐治川と竹田川が流れる氷上低地（標高 80m～100m）と、篠山川が流れる篠山盆地（標高約 200m）とに大別できる。気候は内陸盆地型で、昼夜の温度差が大きく、霧の発生が多いのが特徴である。

このように、丹波では、小さな山々の連なりと、その山並みに囲まれて長く続く谷底平野や盆地が風景の骨格を形成しており、地域を象徴するような際立った地形や地物はないものの、山々に囲まれた農地、まちや集落、木々の緑などの要素が微妙なバランスを保って調和していることが地域の特徴となっている。

イ 歴史的成り立ち

丹波地域は、大和への大陸文化の伝承ルート（古代の山陰道）にあり、肥沃な堆積地を開けた条里の田園地帯が早くから開けていた。中世には、地形的条件で分割される支流等々の区域ごとに荘園領域が形成され、入会権や祭祀組織といった集落相互の社会的結び付きを通して、近代までその区域が継承されている。

その後、近代に至るまで、京文化の影響を受けて独自の文化をはぐくみ、その文化を背景に、栗、大豆、茶、まつたけ、丹波牛、丹波立杭焼、丹波布及び稲畑人形といった高い品質を誇り、都や上方で名声を得ている多くの特産ブランドが生み出された。また、加古川の水運が開かれ、瀬戸内へは米や木材が運び出され、丹波へは塩が、運ばれてきた。

江戸時代には、現在の氷上郡は、外様大名である織田家のほか 23 の旗本に小領分扱

されたが、現在の篠山市は、ほぼ全域が譜代大名の篠山藩領であった。

明治9年、現在の氷上郡、篠山市は兵庫県に編入され、京都よりも阪神地域の産業・文化の影響を強く受けるようになった。現在、丹波の森構想に基づき、丹波の自然、文化等を生かした地域整備が模索されている。

【氷上】

氷上町は、明治22年の6村（成松村、石生村、本郷村、葛野村、沼貫村及び由良村）から、昭和30年のいわゆる「昭和の大合併」による1町4村（成松町、生郷村、葛野村、沼貫村、幸世村）の合併により、発足したものである。

都市計画区域については、昭和32年に氷上都市計画区域が指定され、昭和42年の変更を経て現在に至っている。

【柏原】

柏原町は、明治22年の柏原町及び新井村の1町1村から、昭和30年のいわゆる「昭和の大合併」により発足したものである。古くから、地域の行政・文化・医療の中心地としての役割を果たしている。

都市計画区域については、昭和32年に町全域が都市計画区域に指定され、現在に至っている。

【篠山】

篠山市は、明治22年の1町9村から、幾度かの合併等を経て昭和30年のいわゆる「昭和の大合併」により多紀郡6町（篠山町、城東町、多紀町、西紀町、丹南町及び今田町）が発足、続いて昭和50年には篠山町、城東町及び多紀町が合併して篠山町となり、さらに、平成11年、4町が対等合併して発足したものである。

都市計画区域については、昭和17年に市内唯一の人口集中地区で「昭和の大合併」前の篠山町全域で都市計画区域が指定され、昭和33年には多紀郡6町体制時の篠山町全域が都市計画区域となった。また、昭和58年には丹南町全域で都市計画区域が指定された。その後、合併により、平成13年に都市計画区域が変更され、現在に至っている。

【春日】

春日町は、明治22年の5村（黒井村（大正12年に黒井町）、春日部村、国領村、船城村及び大路村）から、昭和30年のいわゆる「昭和の大合併」により発足したものである。

都市計画区域については、平成5年に春日都市計画区域が指定され現在に至っている。

ウ 人口の動向

丹波地域の人口は、平成12年の国勢調査によると、約12万人であり、県全体約555万人の約2.2%を占めている。戦後、昭和25年に14万5千人のピークがあり、昭和55年以降ほぼ横ばいの状況が続いている。

市町別に見ると、平成7年から平成12年まででは篠山市、柏原町及び氷上町で増加

となっている。また、世帯数はほとんどの市町で伸びており、世帯分離が進んでいることが分かる。

丹波地域の人口と世帯数の伸び率

市町名	人 口 (人)			一般世帯数 (世帯)		
	平成 7 年	平成 12 年	伸び率 (H12/H7)	平成 7 年	平成 12 年	伸び率 (H12/H7)
氷上町	19,021	19,299	1.01	5,150	5,475	1.06
柏原町	9,793	9,947	1.02	3,223	3,474	1.08
篠山市	44,752	46,325	1.04	13,130	14,498	1.10
春日町	12,963	12,390	0.96	3,575	3,628	1.01
青垣町	7,957	7,401	0.93	2,180	2,170	1.00
市島町	10,270	10,172	0.99	2,936	3,062	1.04
山南町	13,984	13,653	0.98	3,864	3,902	1.01
合 計	118,740	119,187	1.00	34,058	36,209	1.06

資料：国勢調査

エ 産業の動向

丹波地域の純生産額（平成 10 年度）は約 3,049 億円であり、県全体の約 2.1%を占めている。産業別の割合は、第 1 次約 2.7%、第 2 次約 36.6%、第 3 次約 65.6%となっている。全県の中では、第 1 次産業の割合が高い地域であるが、サービス業などの第 3 次産業の比率が高まりつつある。

丹波地域の純生産額

区 分	平成 5 年度				平成 10 年度			
	純生産額 (億円)	第 1 次 (%)	第 2 次 (%)	第 3 次 (%)	純生産額 (億円)	第 1 次 (%)	第 2 次 (%)	第 3 次 (%)
丹波地域	3,007	3.4	42.0	58.6	3,049	2.7	36.6	65.6
全 県	150,084	1.0	36.8	66.3	145,720	0.8	34.8	69.3
全県に対 する割合	2.0%	7.2%	2.3%	1.8%	2.1%	7.6%	2.2%	2.0%

資料：県統計課「市町民経済計算」

【氷上】

氷上町の平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 6.7%、第 2 次産業 39.6%、第 3 次産業 53.7%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次産業が減り、第 2 次産業、第 3 次産業が増加している。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて農家数、耕地面積は減少している。商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品出荷額等は減少、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は増加している。

【柏原】

柏原町は平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 6.2%、第 2 次産業 37.1%、第 3 次産業 56.6%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次産業が減り、第 2 次産業、第 3 次産業が増加している。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて農家数、耕地面積は減少している。商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて、製造品出荷額等は減少傾向、年間商品販売額は平成 6 年から平成 9 年は増加、平成 9 年から平成 11 年は減少している。

【篠山】

篠山市の平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 14.7%、第 2 次産業 32.0%、第 3 次産業 53.3%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、2 次産業が減り、第 3 次産業が増加している。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて農家数、耕地面積は減少している。商工業については、製造品出荷額等は、平成 7 年から平成 10 年にかけて減少、平成 10 年から平成 12 年にかけて、増加しており、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は増加している。

【春日】

春日町の平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 12.8%、第 2 次産業 38.6%、第 3 次産業 48.6%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、2 次産業が減少し、第 3 次産業が若干増加している。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて農家数、耕地面積は減少している。商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品出荷額等、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額のいずれも減少している。

(2) 都市計画の課題

ア 地域の課題

平成 13 年 2 月に策定された地域ビジョンでは、地域の課題を次のように整理している。

<丹波地域ビジョン「みんなで丹波の森」に示された地域の課題>

自然環境の保全

丹波地域は 3 大河川の最上流にある。水源を涵養し、地域の文化をはぐくんできた丹波の森林が今、手入れが行き届かず、荒廃の危機に瀕し、丹波人のみならず、地域外の人々の協力や支援による保全が迫られている。

地域の活性化

空店舗の増加、工場誘致の頭打ちなどに見られるように地域の活力の低下が懸念されており、活性化が求められている。

若者の定着

丹波で生まれ、育った若者にとって、働く場や選択できる職業の種類が少ないことによ

り、地域での就職や都会に出ていった人が帰ってくるのが困難な状況が続いている。新しいなりわい、働く場の創造による若者の定着が待たれている。

農林業の後継者育成

耕作放棄田、施業放棄林などの増加や担い手不足、担い手の高齢化の問題も顕在化しており、後継者の育成・定着が急がれている。

自然と調和のとれた街づくり

丹波らしい景観の保全や自然と調和のとれた開発のあり方やルールづくりの必要性が提起されている。

互助精神の向上

隣近所や地域で助け合い、支え合ってきた互助の精神が、生活が豊かになり、価値観が多様化する中で、薄れつつあるのではないかと危惧されており、多世代が支え合う地域づくりが望まれている。

その他

- ・丹波人が丹波の自然の素晴らしさを知る必要がある。
- ・地域が子どもを育む力を強化しなければならない。
- ・女性が安心して子どもを産み育てられる環境づくりが望まれている。
- ・高齢者、障害者、外国人住民などがいきいきと安心して暮らせるまちづくりが必要。

イ 都市計画の課題

これらの地域の課題を都市計画はどう受け止めるのか、都市計画として何ができるのか、という視点で捉え直し、丹波地域の都市計画の課題を次のとおり設定する。

(ア) 丹波らしい地域環境の喪失

水と文化を守り育ててきた丹波の森林や農地が荒廃の危機に瀕している。また、交通基盤の整備は京阪神地域との時間距離を大幅に短縮した反面、核家族化や生活様式の変化も相まって無秩序な土地利用の転換が進み、都市地域との交流促進や活力ある地域づくりのために最も重要な前提条件である「丹波らしい地域環境」が損なわれつつある。

(イ) 交流による地域の活性化と安全安心な生活環境の確保

若者の都会への流出、工場誘致の頭打ちなどに見られるように地域の活力の低下が懸念されている。地域を活性化させるためには、食料供給に加え、自然環境の保全、水源の涵養や保健休養・やすらぎといった農山村が持つ多面的機能を十分に発揮し、地域内、地域間の連携強化による新しい産業の創造等を工夫することが求められている。

また、丹波に住み続けたい、丹波に帰りたい、丹波に住みたいと考える人々を増やすために、快適で安全安心に暮らせる生活環境の確保が求められている。

(ウ) 中心市街地の衰退と市街地のスプロール

丹波各地には、かつて城下町、宿場町、街道村であった中心市街地があるが、いずれも郊外型店舗の進出による商店街の活力の低下が見られ、歴史的町並みや建築物が失われつつある。一方で、郊外型店舗や住宅地等の開発による市街地のスプロールも各地で見受けられる。

地域の活性化、若者の定着、交流の促進等の地域課題に対応するためには、こうした地区の整備戦略を明確にする必要がある。

(I) 地域住民の参画と協働

丹波地域における都市計画の主な課題は以上の3点であるが、この他にも、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや高齢者、障害者、外国人住民などがいきいきと安心して暮らせるまちづくりが望まれている。こうした地域づくりを進めるためには、地域住民の参画と協働が不可欠である。

(3) 都市計画の目標

ア 地域の将来像

地域ビジョンでは、「共有したい地域の将来像」として、次の5つの将来像を描いている。

<丹波地域ビジョン「みんなで丹波の森」に示された地域の将来像>

都会に近い田舎

都会に近く、豊かな自然の中で暮らしていける丹波で、地域内外と活発に交流が行われている。

多世代が支え合う豊かなコミュニティ

子ども・若者から高齢者まで各世代の男女、障害者、外国人住民などみんなが参加し、支え合い、助け合うところ豊かなコミュニティがある。

丹波のことは自分たちで決める仕組み

自分たちの地域のことは、みんなで話し合い、考え、決定し、行動する丹波らしいルールがある。

幅広い働き方・いろいろな職種・手ごたえを感じる社会活動

丹波の自然の恵みや伝統、文化、魅力を生かして農林業や商工業のネットワークを広げることにより、いろいろな仕事や働き方が選べ、活発な社会活動ができる。

無意識のうちにつくられているバリアがない社会

思わぬうちにつくってしまっているバリア（だれもが安心して暮らしていくことを妨げる物理的・心理的障壁）がない社会を築き、心穏やかに安心して暮らせる。

イ 都市計画の理念

これらの将来像と前述の都市計画の課題から、丹波地域の都市計画の基本理念と基本目標を次のとおり設定する。

(ア) 基本理念

丹波地域では、「豊かな森と田園に囲まれて魅力的な市街地や集落が立地し、森の市民が活発に交流しながら安心して暮らしている」地域の実現を目指す。

こうした基本的なイメージのもと、「地域づくり・まちづくりについて地域住民と行政がともに考え、具体的な将来像を共有し、協力して計画をつくり、それぞれに責任を持って取り組んでいくことで、誰もがいきいきと働き、安心して暮らせる地域をつくること」を都市計画の基本理念とする。

なお、地域づくりの実現にあたっては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る。

(イ) 基本目標

a 丹波らしさの保全と創出

森林と農地と河川、建物と道路、歴史と産業と文化、そして豊かな緑が織りなす丹波らしい地域環境を保全し、あるいは創出していくためのルールづくりを行う。

b 交流と安全安心のための社会基盤等の整備

地域内外の交流の促進と、安全で安心して暮らせる生活環境の確保を目指して、道路、河川等の社会基盤施設の整備を進めるとともに、交流拠点や防災拠点となる施設の整備を進める。

c 魅力ある「まち」の整備

歴史的な町並みを生かしながら既成市街地の再生を進めるとともに、コンパクトで都市的機能が充実した市街地をつくる。

d 参画と協働の仕組みづくり

地域づくりを効率的、効果的に行うために参画と協働の仕組みづくりを行い、地域住民の意識と行動で丹波らしさを守り、丹波らしい地域を創っていく。

ウ 人口及び産業等の将来見通し

(ア) 人口

丹波地域の将来（平成 22 年）におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

	平成 12 年	平成 22 年
都市計画区域内人口		
（氷上）	6.5 千人	おおむね 8 千人
（柏原）	9.9 千人	おおむね 11 千人
（篠山）	45.4 千人	おおむね 47 千人
（春日）	9.5 千人	おおむね 11 千人

(イ) 産業

丹波地域の就業構造の特徴は、第 1 次産業の割合が全県に比較して高いことにある。目標年次においても、第 1 次産業は、全県の割合よりも高い値を維持すると考えられる。

また、第 1 次、第 2 次及び第 3 次の産業別の就業構造は、第 1 次産業は減少、第 2 次産業は微減、第 3 次産業は増加と、第 3 次産業へシフトする傾向を示すと考えられる。

エ 都市構造、主要な都市機能の配置の方針

丹波地域は加古川（佐治川、篠山川）、由良川及び武庫川の最上流域にある。丹波の空間領域は、これらの河川の本川沿いの比較的広がりのある低地や盆地と、その本川を軸として葡萄の房のようにつながる支流で構成されている。

都市的機能は川沿いの低地や盆地に集積しており、氷上郡の各町役場の所在地（6箇所）と、篠山市の市役所及び各支所の所在地（6箇所）をもって都市核と見なすことができる。そして、丹波地域では、川筋はまた道筋ともなっており、峠を挟んで向かい合った川筋と川筋を連絡するかたち（峠越え）で道路網が発達している。

このように、丹波地域は、その地形的制約から、独立した小規模な支流域が寄り集まった圏域構成を持ち、本川近くに都市核が位置し、川筋を都市軸とする地域構造を有している地域と見ることができる。

なお、現時点では、氷上郡の中心都市は柏原町（主核）と氷上町（副核）、篠山市の中心都市は旧篠山町（主核）と旧丹南町（副核）である。また、主要な都市軸は、国道175号に沿った川筋、国道176号から主要地方道青垣柏原線に沿った川筋であり、この二つの軸の交点に位置するのが、日本一低い中央分水界（谷中分水界）として有名な「水分れ」である。

丹波地域においては、これからもこの都市構造が大きく変化することはないと考えられるため、主要な都市機能は今後とも現在の都市核が担うこととなる。これらの都市においては、その特性に応じて、商業業務・サービス機能、交通ターミナル機能、居住機能等の都市機能の充実を図っていく。地域の骨格を形成する都市軸としては、舞鶴若狭自動車道、北近畿豊岡自動車道、東播丹波連絡道路と都市核を相互に結んでいる国道、県道等を位置付け、その整備を図っていく。

また、丹波の森公苑、丹波年輪の里、丹波並木道中央公園、県立陶芸館（仮称）等を緑豊かな自然的環境を生かした「交流拠点」と位置付け、その適切な整備を図っていく。

【氷上】

(ア) 拠点

- ・都市拠点：成松・西中地区、北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジ（仮称）周辺地区及びJR石生駅周辺地区を氷上町の都市拠点と位置付け、商業業務機能、工業機能、交通ターミナル機能、居住機能等の都市機能の充実を図る。

- ・交流拠点：仏師の里、五台山心の森、白山権現の森、水分れ公園、甲賀山公園、氷上さくら公園等を交流拠点と位置付け、レクリエーション機能や交流機能の充実を図る。

(イ) 軸

- ・広域連携軸：北近畿豊岡自動車道、東播丹波連絡道路及びJR福知山線を広域連携軸と位置付け、京阪神方面、播磨地域及び但馬地域方面との連携強化を図る。

- ・都市間連携軸：国道175号、同176号、主要地方道青垣柏原線等を都市間連携軸と位置付け、隣接市町との連携強化を図る。

【柏原】

(ア) 拠点

- ・都市拠点：JR柏原駅周辺地区、丹波年輪の里周辺地区を柏原町の都市拠点と位置

付け、商業業務機能、工業機能、交通ターミナル機能、居住機能等の都市機能の充実を図る。

・交流拠点：丹波の森公苑、丹波年輪の里、丹波悠遊の森等を交流拠点と位置付け、レクリエーション機能や交流機能の充実を図る。

(1) 軸

・広域連携軸：ＪＲ福知山線を広域連携軸と位置付け、京阪神方面等との連携強化を図る。

・都市間連携軸：国道 176 号等を都市間連携軸と位置付け、隣接市町との連携強化を図る。

【篠山】

(ア) 拠点

・都市拠点：篠山城下町周辺地区及びＪＲ篠山口駅周辺地区を篠山市の都市拠点と位置付け、また、西紀支所、今田支所、城東支所、多紀支所の各周辺地区をサブ都市拠点と位置付け、それぞれの規模や特性に応じて、商業業務機能、工業機能、交通ターミナル機能、居住機能等の都市機能の充実を図る。

・交流拠点：ささやまの森公園、丹波並木道中央公園、ユニトピアささやま、県立陶芸館（仮称）等を交流拠点と位置付け、レクリエーション機能や交流機能の充実を図る。

(1) 軸

・広域連携軸：舞鶴若狭自動車道及びＪＲ福知山線を広域連携軸と位置付け、京阪神方面等との連携強化を図る。

・都市間連携軸：国道 173 号、同 176 号、同 372 号等を都市間連携軸と位置付け、隣接市町との連携強化を図る。

【春日】

(ア) 拠点

・都市拠点：ＪＲ黒井駅周辺地区及び春日インターチェンジ周辺地区を都市拠点と位置付け、商業業務機能、工業機能、交通ターミナル機能、居住機能等の都市機能の充実を図る。

・交流拠点：春日町総合運動公園、遺跡公園、戦国の森黒井城跡、長谷大池公園、愛ランド日ヶ奥、春日観光農園等を交流拠点と位置付け、レクリエーション機能や交流機能の充実を図る。

(1) 軸

・広域連携軸：舞鶴若狭自動車道、北近畿豊岡自動車道及びＪＲ福知山線を広域連携軸と位置付け、京阪神方面及び但馬地域方面との連携強化を図る。

・都市間連携軸：国道 175 号等を都市間連携軸と位置付け、隣接市町との連携強化を図る。

3 区域区分の有無

丹波地域のように、土地利用の大半を農村的な自然的土地利用が占め、地域面積に比して

人口が少なく、小規模な都市的土地利用が各地に分散している地域では、都市計画としての区域区分に基づく土地利用規制を行うよりも、それぞれの地域の実情に応じて、より緩やかな土地利用誘導を行うのが適当であると考え。このため、丹波地域では都市計画としての区域区分を定めない。

4 基本の方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

丹波地域では、緑条例に基づき、地域を4つの区域（まちの区域、さとの区域、森を生かす区域、森を守る区域）に区分し、それぞれの区域ごとに緑化基準等を設定して、良好な開発の誘導を図ってきたところである。

しかし、JR福知山線の複線化や舞鶴若狭自動車道、国道バイパスといった社会基盤の整備を背景に、地域によっては無秩序な開発（市街地のスプロール）が進行しており、このままでは、都市機能の集積した魅力的な市街地の形成や効率的な都市基盤整備が困難になることはもとより、丹波らしい田園風景や地域環境の喪失が懸念される。

このため、次のとおり緑条例に基づく土地利用区分（ゾーニング）を見直し、それぞれの区域にふさわしい土地利用誘導を行っていく。

- ・都市的土地利用の現状と今後の動向を踏まえ、区域内の農用地等を尊重しながら、複合型市街地として適切に開発を誘導していく区域を「まちの区域」に指定し、住・商・工の用途地域を指定するなど計画的に良好な市街地の形成を図る。
- ・集落と農地が一体となって形成している農住地として良好な田園環境を保全する区域を「さとの区域」に指定し、農業振興地域整備計画等と協調して開発の規制誘導を図る。
- ・森との語らいの場を整備する区域を「森を生かす区域」に指定し、森林の保全を考慮しつつレクリエーション施設や交流施設の整備を図る。
- ・地域環境、風景を形づくる森林の区域を「森を守る区域」に指定し、原則として開発を禁止する。
- ・かつての城下町、宿場町等の区域であって、その歴史的町並みや文化的資源を活用したまちづくりを進める区域を「歴史的な町の区域」に指定する。

イ 主要な都市的用途の配置方針

「まちの区域」「歴史的な町の区域」は、都市的土地利用を図る区域として位置付けられる。この区域における土地利用の詳細計画として、市町等は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、必要に応じて、都市的用途（商業業務地、工業地、住宅地等）の配置計画を定めることとする。

また、その他の区域においても、市町等は、必要に応じて、土地利用の詳細計画を定めることができることとし、住民と行政がめざすまちづくりの明確化を図るものとする。

【氷上】

成松・西中地区では、町役場、商店街等の既存商業業務機能の活用や再整備を図りながら良好な住宅市街地の形成を図ることとし、現在の土地利用状況を前提として、用途

地域（商業業務地及び住宅地）の指定を検討する。

北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジ（仮称）周辺地区では、その立地特性を生かして、商業業務機能、工業機能、流通業務機能の充実及び集積を図るとともに、良好な住宅市街地の形成を図ることとし、新しい中心市街地形成に向けた今後の適切な土地利用を明確にしたうえで、用途地域（商業業務地、工業地及び住宅地）の指定を検討する。

J R石生駅周辺地区では、その立地特性を生かして、交通ターミナル機能の充実を図りながら良好な住宅市街地の形成を図ることとし、現在の土地利用状況や石生駅西地区整備計画等を踏まえ、用途地域（商業業務地及び住宅地）の指定を検討する。

【柏原】

J R柏原駅周辺地区では、国や県の庁舎、町役場、商店街等の既存商業業務機能の活用や再整備を図り、また、交通ターミナル機能の充実や歴史的町並みを活用したまちづくりを進めながら良好な住宅市街地の形成を図ることとし、現在の土地利用状況を前提として、用途地域（商業業務地、住宅地等）の指定を検討する。

丹波年輪の里周辺地区では、氷上町の北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジ（仮称）周辺地区等と一体となって商業業務機能、工業機能及び流通業務機能の充実及び集積を図るとともに、良好な住宅市街地の形成を図ることとし、新しい中心市街地形成に向けた今後の適切な土地利用を明確にしたうえで、用途地域（商業業務地、工業地及び住宅地）の指定を検討する。

【篠山】

J R篠山口駅周辺地区では、既に、用途地域等の都市計画決定や土地区画整理事業の導入等により計画的な市街地整備が実施されているが、「まちの区域」のうち用途地域が指定されていない区域についても既決定の区域と一体的かつ計画的な市街地整備を勘案しつつ、商業業務地、住宅地等の用途地域指定の検討等適切な土地利用誘導を行う。

篠山城下町周辺地区では、市役所、商店街等の既存商業業務機能の活用や再整備を図り、また、交通ターミナル機能の充実や歴史的町並みを活用したまちづくりを進めながら良好な住宅市街地の形成を図ることとし、現在の土地利用状況や景観形成地区の基準・方針を前提としながら、商業業務地、住宅地等の用途地域指定の検討等適切な土地利用誘導を行う。

【春日】

J R黒井駅周辺地区では、町役場、商店街、工場等の既存商業業務機能の活用や再整備を図り、また、交通ターミナル機能の充実や歴史的町並みを活用したまちづくりを進めながら良好な住宅市街地の形成を図ることとし、現在の土地利用状況を前提として、用途地域（商業業務地、工業地及び住宅地）の指定を検討する。

春日インターチェンジ周辺地区では、その立地特性を生かして、商業業務機能、工業機能、流通業務機能の充実及び集積を図ることとし、新しい中心市街地形成に向けた今後の適切な土地利用を明確にしたうえで、用途地域（商業業務地、工業地等）の指定を検討する。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

緑条例の土地利用区分等に基づき、保全する森林、樹林地等の区域や位置を明確にして、県民と行政がその情報を共有し、協力して、丹波らしい地域環境を守っていく。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

丹波地域における森林（森を守る区域及び森を生かす区域）は、地域を取り囲み、その地域空間を分節し、折り重なる山々の緑の景観を形成している。また、イノシシ、シカなどの野生動物の生息地ともなっている。森林はその総体が地域のシンボルであるため、その保全を図る。

地域に散在している樹林地、河畔林、段丘林、社寺林や里山等の緑地については、良好な地域環境、都市環境の形成に寄与する自然的環境であり、また景観上も重要であるため、その保全・整備を図る。特に、篠山城趾や甲賀山など史跡、文化財等と一体となって都市のランドマーク及びシンボルマークとなっている緑地、丘陵地等については積極的に保全・整備を図る。

また、優れた樹容を有する樹木及び「文化財保護法」に基づく植物に係る天然記念物や、「兵庫県版レッドデータブック」で指定された貴重な植物群落、多紀連山のシャクナゲ、ヒカゲツツジなどの貴重な植生が存する箇所についても保全を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

丹波地域には、JR 福知山線と加古川線があり、主に通勤通学に利用されている。鉄道は、安全で迅速・大量輸送のできる交通機関であり、また、環境にやさしい重要な公共交通であるが、乗車客数は地域内の 13 駅合計で 8,900 人/日程度であり、地域の交通の大半は自動車が担っているのが現状である。

丹波の自動車保有台数は 2.5 台/世帯と県下 7 地域で最も高く（県平均 1.3 台/世帯）、このことから交通手段を自動車に依存していることが分かるが、国道、県道等についても改良を要する区間が多く残っているのが実状である。

こうした地域特性を考慮し、これからの丹波地域では、高齢化社会に対応し、環境に優しい地域社会を実現していくための公共交通の機能強化と、交流を推進するための、また安全安心な地域づくりを進めるための道路網整備が共に必要である。このため、鉄道及びバスの充実やコミュニティバスの導入等を図りながら、引き続き、高速道路の整備、地域の主軸となる主要幹線道路及びそれらを補完する幹線道路の整備並びに自転車歩行者道等の整備を重点的に進めていく。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(ア) 道路

丹波地域の骨格となる高速道路から日常生活に密着した市町道に至るまでの道路網を、それぞれの機能に応じ体系的に整備する。

a 自動車専用道路

丹波地域では、昭和 62 年及び昭和 63 年に舞鶴若狭自動車道が供用されている。今後は、より一層の広域的な連携強化と交流促進を図るため、北近畿豊岡自動車道及び東播丹波連絡道路の整備を促進し、丹波地域における高速道路網の完成を目指す。

b 主要幹線道路、幹線道路

社会基盤整備の基本方針、社会基盤整備プログラム等に基づき、計画的・効果的に整備を進める。

c その他の道路

幹線道路の機能を補完するとともに、沿道における計画的土地利用の誘導を図るため、補助幹線道路の整備を推進する。また、地域の特色を活かした魅力的な道路空間の整備・誘導を図る。

また、自転車歩行者空間を確保し、安全で快適な交通環境の形成を図る。

d 駅前広場

J R 篠山口駅、同柏原駅、同石生駅、同黒井駅などにおいては、鉄道利用の利便性・快適性を高めるため、それぞれの「まち」の顔となるような駅前空間（駅前広場、店舗、緑、駐車場等）の整備を進める。

(1) 鉄道

J R 福知山線は、昭和 61 年の電化に続き平成 9 年に新三田駅篠山口駅間が複線化され、篠山と阪神都市圏とがおおむね 1 時間で結ばれるなど、利便性が大幅に向上した。また、阪神・淡路大震災時には広域ネットとしても重要な役割を果たしたルートでもある。今後は、鉄道の利用増進を図りながら、篠山口駅福知山駅間の高速化・複線化が早期に実現できるよう検討を進めていく。また、丹波地域と播磨地域を結ぶ J R 加古川線については、電化の推進を図る。

【氷上】

氷上町と但馬地域、京阪神地域との連携強化を図る北近畿豊岡自動車道の整備を促進するとともに、播磨地域との連携を強化する東播丹波連絡道路の具体化を図り、整備を促進する。また、町内の拠点間や近隣市町を結ぶ主要地方道氷上加美線、一般県道福知山山南線、同稲畑柏原線等の幹線道路の整備を図る。

また、成松・西中地区、北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジ（仮称）周辺地区、J R 石生駅周辺地区においては、計画的な市街地形成を図るため、用途地域指定の検討と合わせて、市街地の骨格を形成する幹線道路網等の都市計画決定を検討するとともに、道路、駅前広場等の都市基盤施設の整備を進める。

【柏原】

丹波地域の骨格を形成する主要幹線道路であり、地域のシンボルロードともなっている国道 176 号（丹波の森街道）の整備を図る。また、町内の拠点間や近隣市町を結ぶ県

道稲畑柏原線等の幹線道路の整備を図る。

また、ＪＲ柏原駅周辺地区、丹波年輪の里周辺地区においては、計画的な市街地形成を図るため、用途地域指定の検討と合わせて、市街地の骨格を形成する幹線道路網等の都市計画決定、見直しを検討するとともに、道路等の都市基盤施設の整備を進める。

【篠山】

丹波地域の骨格を形成する主要幹線道路であり、地域のシンボルロードともなっている国道 176 号（丹波の森街道）、同 372 号（デカンショ街道）等の整備を図る。

また、市内の拠点間や近隣市町を結ぶ主要地方道西脇篠山線、同三田篠山線、一般県道篠山丹波線等の幹線道路の整備を図る。

また、ＪＲ篠山口駅周辺地区及び篠山城下町周辺地区においては、計画的な市街地形成を図るため、用途地域指定と合わせて、市街地の骨格を形成する幹線道路網等の都市計画決定や見直しを行うとともに、土地区画整理事業等により道路、交通広場、駐車場等の都市基盤施設の整備を進める。

【春日】

春日町と但馬地域及び京阪神地域との連携強化を図る北近畿豊岡自動車道の整備を促進するとともに、丹波地域の骨格を形成する主要幹線道路であり、地域のシンボルロードともなっている国道 175 号（水分れ街道）の整備を図る。また、町内の拠点間や近隣市町を結ぶ主要地方道春日栗柄線等の幹線道路の整備を図る。

また、ＪＲ黒井駅周辺地区、春日インターチェンジ周辺地区においては、計画的な市街地形成を図るため、用途地域指定の検討と合わせて、市街地の骨格を形成する幹線道路網等の都市計画決定を検討するとともに、道路等の都市基盤施設の整備を進める。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

都市環境の保全・向上を図るため、都市公園・緑地等の整備、自然共生型の河川整備、生活排水処理施設の整備、廃棄物処理施設の整備、幹線道路の緑化等を計画的に推進する。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(ア) 公園・緑地

丹波地域の都市公園は、平成 12 年度末現在、20 箇所、面積 33.97ha である。丹波の森構想に基づき、県立の広域公園である「丹波並木道中央公園」を平成 3 年度に計画決定し、現在整備中である。今後とも、地域の豊かな緑、歴史や文化を生かして、計画的に都市公園等の整備を推進する。また、河川緑地、史跡、文化財等と一体となった緑地、市街地内の樹林地、巨木、名木等の保全を図る。

a レクリエーション系統

日常的なレクリエーション活動に対しては、歩いて行けることを基本に、住区基幹公園等を適宜配置する。また、広域的なスポーツ、自然散策等については、都市人口、交通条件、都市施設の配置などを勘案しつつ、都市公園の適正な配置を図る。

b 防災系統

地震、火災、水害等の都市災害に対しては、災害時に緊急避難地や地域における復旧・復興活動の拠点となる公園、及び緊急物資の集配場所並びに広域的な防災活動拠点の段階的・系統的な配置を図る。

【氷上】

氷上町のシンボリックな公園として親しまれている水分れ公園、甲賀山公園及び大師の森公園の維持充実を図るとともに、「まちの区域」においては、既存の緑地等を生かしながら住区基幹公園等を適正に配置し、その整備を進める。

【柏原】

丹波地域のシンボリックな施設として親しまれている丹波の森公苑、丹波年輪の里及び丹波悠遊の森の維持充実を図るとともに、「まちの区域」においては、既存の緑地等を生かしながら住区基幹公園等を適正に配置し、その整備を進める。

【篠山】

多紀連山県立自然公園等の優れた自然環境を保全するとともに、丹波並木道中央公園、ささやまの森公園等を中核として自然に溶け込んだ公園施設の整備を図る。

篠山市のシンボリックな公園である篠山城跡公園や王地山公園の維持充実を図るとともに、「まちの区域」においては、既存の緑地等を生かしながら住区基幹公園等を適正に配置し、その整備を進める。

【春日】

春日町のシンボリックな公園として親しまれている春日町総合運動公園等の維持充実を図るとともに、「まちの区域」においては、既存の緑地等を生かしながら住区基幹公園等を適正に配置し、その整備を進める。

(1) 下水道・河川

下水道については、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、地域の事情に応じて公共下水道や農業集落排水、コミュニティプラント等が整備されており、平成 12 年度末の生活排水処理率は 76.2%となっている。今後とも、地域全体で、管渠や処理場の整備など生活排水処理計画に基づく整備の推進を図る。

河川については緊急度を考慮しつつ、治水安全度の向上を図るための河川改修を促進するとともに、水生動物の生息環境や植生など自然的環境の保全と再生に努め、水と緑に親しみ、ふれあえる水辺空間を創出する。また、整備にあたっては住民とのコミュニケーションを推進することにより、住民意見を反映しつつ、地域にとって愛着のある河川づくりを進める。

【氷上】

実施中の公共下水道事業を引き続き推進するとともに供用開始している施設につい

ては、適正な維持管理に努める。また、佐治川において「バイカモの咲く川づくり」を行う。

【柏原】

柏原浄化センターの整備をはじめ、実施中の公共下水道事業を引き続き推進する。

【篠山】

地域特性に応じて、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、合併処理施設の計画的整備を促進する。また、篠山川、東条川等において自然とふれあえる河川づくりを進める。

【春日】

生活排水処理基本計画に基づき整備された特定環境保全公共下水道、コミュニティプラント、農業集落排水事業の計画的な維持管理を進める。また、竹田川、黒井川等において、自然環境に配慮した河川整備を進める。

(ウ) 廃棄物処理施設等

廃棄物処理施設は、県民生活や事業活動を営む上で必要な施設として位置付けられる。施設整備については「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、適正な設置を推進していく。なお、一般廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、将来丹波地域一カ所を推進し、処理施設の整備を進める。

【氷上】

広域的なごみ処理場の検討を行い、合理的・効率的なごみ処理システムの充実を図る。

【柏原】

広域的なごみ処理場の検討を行い、合理的・効率的なごみ処理システムの充実を図る。

【篠山】

広域的なゴミ処理場の検討を行い、合理的・効率的なごみ処理システムの充実を図る。

【春日】

広域的なゴミ処理場の検討を行い、合理的・効率的なごみ処理システムの充実を図る。

ウ 都市景観の形成方針

丹波らしい地域環境の形成を図るため、地域全体を対象として、景観条例に基づく「風景形成地域」の指定を推進するとともに、緑条例に基づき、建築物の適正な配置、形態、

緑化手法等に関する基準を定める。

また、それぞれの地区にふさわしい良好な景観を創造するため、景観条例に基づく「景観形成地区」の指定を推進する。

【氷上】

成松・西中地区においては、歴史的な町並みや文化的な資源を活用して、歴史的情緒のある落ち着いた景観の形成を図る。JR石生駅周辺地区においては、JR石生駅西地区整備計画に基づき、良好な景観の新市街地の形成を図る。また、その他の地区においても、地区の特性に応じて丹波らしい景観の形成を図る。

【柏原】

柏原城下町地区の「歴史的な町の区域」においては、歴史的な町並みや文化的な資源を活用して、歴史的情緒のある落ち着いた景観の形成を図る。また、その他の地区においても、地区の特性に応じて丹波らしい景観の形成を図る。

【篠山】

篠山城下町地区、古市地区、立杭地区、八上地区、福住・安口地区の「歴史的な町の区域」においては、歴史的な町並みや文化的な資源を活用して、歴史的情緒のある落ち着いた景観の形成を図る。JR篠山口駅周辺地区においては、土地区画整理事業や地区計画等により良好な景観の新市街地の形成を図る。また、その他の地区においても、地区の特性に応じて丹波らしい景観の形成を図る。

【春日】

JR黒井駅周辺地区の「歴史的な町の区域」においては、歴史的な町並みや文化的な資源を活用して、歴史的情緒のある落ち着いた景観の形成を図る。また、その他の地区においても、地区の特性に応じて丹波らしい景観の形成を図る。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

土地利用に関する方針において、開発を誘導する区域を、緑条例に基づく「まちの区域」として指定することとした。この「新市街地」においては、土地利用の用途を指定したり、道路等の基盤施設の整備を担保するなど、「既成市街地」と一体となって、計画的で良好な市街地形成が図られるよう配慮する必要がある。

このため、「まちの区域」「歴史的な町の区域」においては、都市計画法や緑条例、景観条例等に基づき、土地利用、景観形成及び施設整備に関して必要な詳細計画を定めることとする。このうち市街地が一定の規模を越え、農村型コミュニティが機能していない「まちの区域」にあっては、この詳細計画を都市計画法に基づく計画として定めることとする。

イ 市街地整備の方針

現在の既成市街地の多くは、城下町、宿場町及び街道村といった歴史的な市街地であ

り、往事の面影を偲ばせる町並みや社寺等の歴史的建造物が多く残っている。また、一方、これらの市街地では、既存商店街の衰退等が顕在化しているため、これらの歴史的な地域資源を活用しながら、中心市街地の再生・活性化を図っていくことが、まちづくりの大きな課題となっている。

一方、新市街地については、民間の自由な開発を前提としながらも、道路等の施設整備や景観形成が計画的に実施されるようルールづくりや支援を行っていく必要がある。

このため、それぞれの「歴史的な町の区域」や「まちの区域」の特性に応じて、中心市街地活性化基本計画の策定、まちづくり事業や土地区画整理事業等により、個性的で魅力的な市街地整備を目指す。

【氷上】

成松・西中地区、北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジ（仮称）周辺地区及びJR石生駅周辺地区の「まちの区域」においては、計画的に良好な市街地の整備を図る。

【柏原】

JR柏原駅周辺地区及び丹波年輪の里周辺地区の「まちの区域」「歴史的な町の区域」においては、計画的に良好な市街地の整備を図る。

【篠山】

JR篠山口駅周辺地区及び篠山城下町周辺地区の「まちの区域」「歴史的な町の区域」においては、都市計画法、景観条例等に基づく詳細計画を策定し、計画的に良好な市街地の整備を図る。

【春日】

JR黒井駅周辺地区及び春日インターチェンジ周辺地区の「まちの区域」「歴史的な町の区域」においては、計画的に良好な市街地の整備を図る。

(6) 都市防災に関する方針

阪神・淡路大震災の教訓や本地域における過去の災害の教訓を生かして、災害に強いまちづくりを推進していくことが必要である。

そこで、災害を未然に防止し、災害時に安全を確保するため、兵庫県地域防災計画と整合しつつ、次の方針により対策を講ずる。

ア 防災拠点の整備とネットワーク化

都市災害による被害を最小限にするとともに、避難・救援活動を円滑にするため、丹波年輪の里に広域防災拠点を置き、地域防災拠点等を系統的に配置する。さらに、道路、公園、緑地等を計画的に配置・整備し、ネットワーク化することにより、安全安心な環境空間と市街地内のオープンスペースを確保し、地震、水害等の自然災害発生時の防災機能を高める。

イ 建築物の不燃化・耐震化

建築物の耐震・不燃化及び敷地内の緑化等を図り、都市の不燃化及び耐震化を進める。特に災害時の避難施設の位置付けを持つ公共建築物等の耐震・不燃化を推進する。

ウ 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域、土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じて宅地の使用制限、建築規制等を行うとともに、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。

【氷上】

氷上町の災害は、大雨時における佐治川の氾濫等の水害が主なものであることから、水防倉庫や避難地、ヘリポート、情報発信基地などの水防・防災拠点として、「河川防災ステーション」を整備し、防災機能の充実に努める。

大雨時における河川の氾濫への対策として佐治川等の河川整備を行う。また、土石流やがけ崩れ災害等への対策として土砂災害防止施設の整備を行う。また、決壊等による災害を未然に防止する対策として、ため池の改修等を行う。

成松・西中地区、石生駅周辺地区等の古くから形成された市街地では、狭あい道路の改善、街区公園等の設置に加え、老朽建物の耐震性の向上等を図る。

【柏原】

大雨時における河川の氾濫への対策として河川整備を行う。また、土石流やがけ崩れ災害等への対策として土砂災害防止施設の整備を行う。また、決壊等による災害を未然に防止する対策として、ため池の改修等を行う。

柏原城下町周辺地区等の古くから形成された密集市街地では、狭あい道路の改善、街区公園等の設置に加え、老朽建物の耐震性の向上等を図る。

【篠山】

大雨時における河川の氾濫への対策として篠山川等の河川整備を行う。また、土石流やがけ崩れ災害等への対策として土砂災害防止施設の整備を行う。また、決壊等による災害を未然に防止する対策として、ため池の改修等を行う。

篠山城下町周辺地区等の古くから形成された密集市街地では、狭あい道路の改善、街区公園等の設置に加え、老朽建物の耐震性の向上等を図る。

【春日町】

大雨時における河川の氾濫への対策として竹田川等の河川整備を行う。また、土石流やがけ崩れ災害等への対策として土砂災害防止施設の整備を行う。また、決壊等による災害を未然に防止する対策として、ため池の改修等を行う。

黒井駅周辺地区等の古くから形成された密集市街地では、狭あい道路の改善、街区公園等の設置に加え、老朽建物の耐震性の向上等を図る。

5 主要な都市計画等の指針

基本方針を踏まえ、社会基盤整備プログラム及び市町の都市計画に関する基本的な方針等

に基づく計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する整備の指針

ア 道路

基本方針に基づき、おおむね 10 年以内に整備を予定している主な道路は次のとおりとする。

・自動車専用道路

路線名	事業場所	概要
【春日】【氷上】		
北近畿豊岡自動車道 (春日和田山道路)	春日町～青垣町	高規格幹線道路 L=24,400m 暫定2車線

・主要幹線道路、幹線道路

路線名	事業場所	概要
【氷上】		
(主)氷上加美線 北播磨ハイランド・ふるさと街道	加美町清水坂～氷上町三原	バイパス L=6,300m
(一)福知山山南線 夫婦橋	氷上町朝阪	橋梁架替 L=455m、W=11.0m
(一)福知山山南線 賀茂バイパス	氷上町賀茂	バイパス L=4,300m
(一)稲畑柏原線	氷上町稲畑～柏原町鴨野	L=400m、W=11.0m
【柏原】		
(国)176号 鐘ヶ坂バイパス	柏原町上小倉～篠山市追入	トンネル L=2,650m、W=12.0m
(一)稲畑柏原線	氷上町稲畑～柏原町鴨野	L=400m、W=11.0m
(一)奥野々氷上線	柏原町母坪	L=1,500m
【篠山】		
(国)176号 味間拡幅	篠山市大沢 他	現道拡幅 L=1,200m、W=17.5～23.0m
(国)176号	篠山市西古佐	現道拡幅 L=200m、W=14.0m
(国)176号 鐘ヶ坂バイパス	柏原町上小倉～篠山市追入	トンネル L=2,650m、W=12.0m
(国)372号 天引道路	篠山市西野々～京都府園部町天引	トンネル L=636m、W=12.5m
(国)372号 日置バイパス	篠山市辻～上宿	バイパス L=2,350m、W=12.5m
(国)372号 丹南バイパス	篠山市波賀野～不来坂	バイパス L=3,000m、W=16.0m

(主)西脇篠山線	篠山市味間奥～味間北	バ イ パ ス L=1,480m、W=11.5m
(主)西脇篠山線	篠山市味間北～味間南	バ イ パ ス L=800m
(主)三田篠山線	篠山市野中	バ イ パ ス L=1,100m
(主)篠山山南線	篠山市西岡屋 他	現 道 拡 幅 L=500m、W=16.0m
(一)長安寺西岡屋線	篠山市西岡屋	現 道 拡 幅 L=500m
(一)篠山丹波線	篠山市般若寺～泉	現 道 拡 幅 L=800m、W=11.0m
【春日】		
(国)175 号 朝日バイパス	春日町石才	バ イ パ ス L=1,200m
(主)春日栗柄線	春日町野瀬～篠山市栗柄	L=1,800m、W=8.0m
(一)追入市島線 小多利バイパス	春日町多利～市島町梶原	バ イ パ ス L=2,820m、W=11.0m

(2) 都市環境に関する都市計画等の指針

ア 公園・緑地

基本方針に基づき、おおむね 10 年以内に整備を予定している主な公園緑地は次のとおりとする。

事業種別	名称	箇所
【篠山】		
都市公園	県立丹波並木道 中央公園	篠山市西古佐、大山下

イ 下水道及び河川

基本方針に基づき、おおむね 10 年以内に整備を予定している主な下水道及び河川は次のとおりとする。

事業種別	名称	箇所
【氷上】		
下水道	氷上町公共下水道（西中処理区他）	氷上町
河川	(一)加古川	山南町～青垣町
【柏原】		
下水道	柏原町公共下水道（柏原処理区）	柏原町
河川	(一)竹安川	柏原町大新屋
【篠山】		

下水道	篠山市公共下水道（篠山処理区他）	篠山市
河川	(一)東条川	篠山市今田町本荘 他
河川	(一)篠山川	篠山市西本荘 他
河川	(一)篠山川	篠山市中
河川	(一)初井川	篠山市下原山
河川	上流 (二)武庫川	篠山市草野 他
【春日】		
下水道	春日町公共下水道（黒井処理区）	春日町
河川	(一)竹田川	市島町～春日町
河川	(一)黒井川	春日町黒井 他

イ 景観形成

基本方針に基づき、おおむね 10 年以内に整備を予定している主な景観形成事業は次のとおりとする。

事業名	名称	事業箇所
景観形成地区	篠山市城下町地区	篠山市北新町 他

(3) 都市防災に関する整備の指針

基本方針に基づき、おおむね 10 年以内に整備を予定している主な防災施設は次のとおり。

事業種別	名称	箇所
【氷上】		
砂防	天王川	氷上町大谷
砂防	朝阪谷川	氷上町朝阪
【柏原】		
砂防	防ノ奥川	柏原町柏原
砂防	大部谷川	柏原町下小倉
【篠山】		
砂防	貝田小谷川	篠山市貝田
砂防	本荘川	篠山市西本荘
砂防	竹谷川	篠山市後川上
砂防	クズレ石上川	篠山市桑原
砂防	江谷川	篠山市立金
砂防	下市野川	篠山市市野々
砂防	上市野川	篠山市市野々
砂防	水坂谷川	篠山市味間奥
砂防	大谷川	篠山市味間奥
急傾斜	中（3）地区	篠山市中

【春日】		
砂防	国領川	春日町国領
砂防	興禅寺谷川	春日町黒井
砂防	下朝日川	春日町朝日

【主な意見等】

委員から、都市防災に関する方針の記述についての意見、生活廃水処理率の状況についての質問等があった。

【採決の結果】

第2号議案：原案どおり可決

第3号議案：原案どおり可決

第4号議案：原案どおり可決

第5号議案：原案どおり可決

.....

**第6号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について
（尼崎市東浜町）**

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である尼崎市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、阪神電鉄出屋敷駅から南へ約2kmに位置する工業専用地域であり、周辺は工場等が立地している。

当該施設は、廃棄物からの有価物の回収及び再資源化が困難な廃棄物の減容化のための中間処理施設として、破碎処理を行うものである。

【概要】

位置：尼崎市東浜町

面積：約13,800㎡

処理能力：廃プラスチック類 89.6 t/日

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

**第7号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について
（姫路市飾磨区中島）**

第8号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について

(姫路市飾磨区中島)

第7・8号議案は関連案件のため一括審議

【議案の説明】

(1) 第7号議案

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である姫路市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、山陽電鉄飾磨駅から南へ約3.5kmに位置しており、当該地及び周辺は工業専用地域で、周辺は工場等が立地している。

当該施設は、廃プラスチック、木くず、がれき類を破碎することにより資源の有効利用を図る施設である。

[概要]

位置：姫路市飾磨区中島

面積：約12,700㎡

処理能力：<破碎施設1>廃プラスチック類 288t/日

木くず 720.8t/日

<破碎施設2>木くず 8.8t/日

<破碎施設3>がれき類 864t/日

(2) 第8号議案

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である姫路市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、山陽電鉄飾磨駅から南へ約1.5kmに位置しており、当該地及び周辺は工業専用地域で、周辺は工場等が立地している。

当該施設は、建設廃材の木くず及び第7号議案の処理施設で一次破碎された木くずを破碎することにより資源の有効利用を図る施設である。

[概要]

位置：姫路市飾磨区中島

面積：約2,100㎡

処理能力：木くず 160t/日

【採決の結果】

第7・8号議案とも原案どおり可決

第9号議案：ごみ焼却場及びごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置
について(姫路市広畑区富士町)

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である姫路市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、山陽電鉄広畑駅から南へ約1.5kmに位置しており、当該地及び周辺は工業専用地域で、周辺は新日本製鐵(株)関連の工場が立地している。

当該施設は、廃タイヤを破砕した後、乾留炉でガス化し、発生した残渣を燃料等として再利用することにより資源の有効利用を図る施設である。

[概 要]

位 置：姫路市広畑区富士町

面 積：約48,100m²

処理能力：<焼却施設>	廃プラスチック類	240t / 日
<破砕施設>	廃プラスチック類	864t / 日
<汚泥の脱水施設>	乾燥残渣 2基	72m ³ / 日
	油泥 2基	96m ³ / 日
	脱硫汚泥	302m ³ / 日
<廃油の油水分離施設>	軽質油 2基	23.3m ³ / 日

[主な意見等]

委員から、施設周辺住民への説明の方法に問題があるのではないかと意見があった。

[採決の結果]

原案どおり可決

.....

**第10号議案：ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について
(龍野市龍野町大道)**

[議案の説明]

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である兵庫県が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、山陽自動車道龍野インターチェンジより南西に約1km離れた揖保川左岸の工場地帯に位置しており、用途指定は工業地域である。

当該施設は、木くず(建設工事において発生する剪定竹木や伐採木、建設廃材)を破砕し、再生材の原料として再資源化を行う施設である。

[概 要]

位 置：龍野市龍野町大道

面 積：約4,000m²

処理能力：木くず 25t / 日

【採決の結果】
原案どおり可決

**第 11 号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について
（養父郡八鹿町浅間）**

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第 5 1 条ただし書の規定により、特定行政庁である兵庫県が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、JR 八鹿駅から北東に約 3 km 離れたところに位置し、現在、採石事業を行っている区域内にある。周辺は山林、田等であり、最寄りの人家は 5 0 0 m 以上離れている。

当該施設は、がれき類（コンクリート及びアスファルトの破片）を破砕し、再生骨材や再生路盤材として再資源化を行う施設である。

[概 要]

位 置：養父郡八鹿町浅間
面 積：約 9 , 0 0 0 m²
処理能力：がれき類 4 8 0 t / 日

【採決の結果】
原案どおり可決

4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078 - 362 - 3587

なお、この審議会の会議資料は、兵庫県中央情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、9月上旬には同センターにおいて閲覧することができます。